

各 病 院 長  
各 診 療 所 長 } 様

大阪府健康医療部保健医療室長

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

日ごろから、本府健康医療行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
この度、標記について、厚生労働省医政局長から通知がありました。  
つきましては、当該依頼の趣旨を御了知のうえ、貴病院、貴診療所の関係職員に対して周知いただきますようお願いいたします。  
なお、当該国通知の要旨及び掲載アドレスは下記のとおりです。

記

1 国通知の要旨

医療事故調査制度の運用の改善を図るため、医療法施行規則の一部を改正する省令を本日付で公布したところである。

改正省令による改正の要点及び留意事項等について示した。

2 掲載アドレス（病院・診療所への通知等）

[http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/tuuchi/h28\\_kunituuchi.html](http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/tuuchi/h28_kunituuchi.html)

※ 厚生労働省等から発出される通知等については、保健医療企画課のホームページ「病院・診療所への通知等」で提供しています。通知等は随時更新していきますので定期的にご確認ください。

連絡先：大阪府健康医療部 保健医療室

保健医療企画課 医事グループ

TEL：06-6944-9170（ダイヤルイン）

FAX：06-6944-7546